

畜産とくつく情報

平成23年8月3日（通算第146号）
問い合わせ先長野県庁
園芸畜産課 電話 026-235-7233
農業技術課 電話 026-235-7222

国の「堆肥等の施用・生産・流通の自粛」通知は廃止！

新たに堆肥及び飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を設定

前号（7月27日付け「畜産とくつく情報」第145号）でお願いしました長野県を含む17都県で生産した堆肥等の施用・生産・流通の自粛については、廃止とする旨農林水産省から通知がありました。

今後は、新たに設定された暫定許容値を超える堆肥や飼料の使用・流通等が制限されます。（詳細は裏面をご覧ください。また、暫定許容値の実際の運用は別途示されます）

これまでの自粛のお願いの内容

- 当分の間、堆肥や家畜ふん尿を他人へ譲渡したり、農地土壌へ施用することは自粛してください。

今後の対応（当面の対応）



- 1 家畜排せつ物等の農地土壌への施用については、暫定許容値にかかわらず「自らが利用する自給飼料を生産する草地等への還元施用」はできるようになりました。（自らが利用する自給飼料を生産する草地・飼料畑等へ堆肥や家畜排せつ物を還元施用する場合は、暫定許容値が適用されません。）
※一般のほ場等への施用や流通は、暫定許容値以内の堆肥のみとしてください。
- 2 暫定許容値以下の飼料を使用してください。
なお、堆肥や飼料が暫定許容値を超えているかどうかの検査（確認）の方法等の運用については、後日農林水産省から示されます。この内容については別途ご連絡しますので、申し訳ありませんが、もうしばらくお待ちください。

お問い合わせは、お近くの地方事務所・農業改良普及センター、または県庁園芸畜産課（電話026-235-7233）、県庁農業技術課（電話026-235-7222）までご連絡ください。

暫定許容値の設定

区分	放射性セシウム濃度	備考
堆肥（肥料、 土壌改良資 材、培土）	400 Bq/kg （例外あり※1）	製品重量あたり
家畜用飼料	300 Bq/kg （例外的に 3,000Bq/kg※2）	牛、馬、豚、家きん等 粗飼料は水分含有量8割 換算、その他飼料は製品 重量あたり
養殖魚用飼料	100 Bq/kg	製品重量あたり

- ※1 ①農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合
②畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
③畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料を供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合

- ※2 乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）又は肥育牛以外の牛のうち、当分の間、と畜出荷することを予定していない牛に給与される粗飼料であって、その生産者自ら生産したもの、又は、単一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産したものについては、例外的に 3,000Bq/kg（水分含有量8割ベース）まで使用を認める。この飼料を摂取した育成牛は、肥育牛として12か月以上肥育した後にと畜出荷すること。

畜産農家の皆様へのお願い

食品衛生法上の暫定規制値を超える乳・肉・卵を生産しないよう、以下にご留意ください。

- 1 暫定許容値を下回る飼料（粗飼料・濃厚飼料を含むすべての飼料）を使いましょう。
- 2 飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認するようにしてください。
- 3 長野県内で生産された牧草については、これまでの放射性物質検査結果から、通常どおり給与できます。
- 4 家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合には、飼料その他の飼養管理状況に関する情報を適切に提供してください。